

アジャスター制度の概要

アジャスターとは、一般社団法人 日本損害保険協会に加盟する保険会社の「保険事故」の損害調査業務を行う者で、協会にアジャスター登録された者を言います。したがって、アジャスターとなるためには、アジャスター規則に定める所定の手続き（試験等を含む）を経て、アジャスター登録されなければなりません。このアジャスター登録は、アジャスターの種類・ランク別に行われます。

1. アジャスターの種類・ランクについて

(1) アジャスターの種類・業務

アジャスターの種類は、その業務により技術アジャスター、特殊車アジャスターの2種類があります。

- ① 技術アジャスター …… 「保険事故」に関し、損害車両の損害額、事故の原因および損傷部位と事故との技術的因果関係の調査確認ならびにそれらに付随する業務を行う。
- ② 特殊車アジャスター …… 特殊車両（建設機械等の特殊な構造を有する自動車、特種な用途に使用する自動車等）に関し、上記①と同様の業務を行う。

(2) 技術アジャスターの技能ランク

技術アジャスターには、技能ランクが定められており、新たにアジャスターとなった者は「見習」ランクに登録されます。その後一定の条件を満たした者（次項2の要件参照）は、上位のランクに自動的に登録されます。なお、制度上、技術アジャスターの技能ランクは、見習、初級、3級、2級、1級の5ランクとなっていますが、現在は2級までの4ランクです。

2. 技術アジャスターの登録要件

技術アジャスターとして正式な登録を行うためには、各技能ランクごとに、下表のとおり所定の試験に合格し、合格後は基礎研修とよばれる研修の履修修了が最低要件となります。

| 技 能 ラ ン ク | 登 録 要 件 | | |
|--------------|------------------|---------------------------------|--|
| | 試 験 | 登録に必要な期間 | 基礎研修と受講料(注) |
| 見 習 | 筆記試験に合格 | — | 見習前半コースの履修 見習後半コースの履修 ¥240,000 (税別) ¥240,000 (税別) |
| 初 級 | 筆記試験に合格 | 見習登録後4か月を経過した者 | 初級Aコースの履修 初級Bコースの履修 ¥240,000 (税別) ¥240,000 (税別) |
| 3 級 | 筆記および見積 試験に合格 | 試験日が属する年度の末日までに 初級登録後満2年を経る者 | 3級コースの履修 ¥240,000 (税別) |
| 2 級 | 筆記および見積 試験に合格 | 試験日が属する年度の末日までに 3級登録後満3年となる者 | 2級コースの履修 ¥240,000 (税別) |

(注1)技術アジャスターの基礎研修は(株)自研センターで実施されます。

(注2)受講料には、受講料、諸教材費、宿泊費、食事、ユニフォーム使用料等が含まれます。

(注3)(株)自研センターでは、上記基礎研修以外にも各種研修を実施しています。各研修内容等については、(株)自研センターのホームページ (<http://www.jikencenter.co.jp/>) でご確認ください。

(注4)各研修の受講に関する詳細は自研センター研修部へ直接ご照会ください。(電話 047-328-9113)

以 上